

職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程

平成28年4月1日
28（規程）第12号
最終改正 令和6年4月1日
令06（規程）第1号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 勤務時間等

第1節 勤務時間（第2条―第7条の2）

第2節 通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間（第8条）

第3節 出勤及び欠勤（第9条―第10条）

第3章 休日（第11条―第12条）

第4章 超過勤務及び休日勤務等（第13条―第15条）

第5章 休暇

第1節 総則（第16条）

第2節 年次休暇（第17条―第20条）

第3節 病気休暇（第21条―第23条）

第4節 特別休暇（第24条―第25条）

第5節 無給休暇（第26条）

第6章 兼業の承認（第27条）

第7章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、定年制職員就業規程（28（規程）第6号）第18条及び任期制常勤職員就業規程（28（規程）第7号）第18条の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）に勤務する定年制職員及び任期制常勤職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項について定めることを目的とする。

2 職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和23年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによるものとする。

第2章 勤務時間等

第1節 勤務時間

(始業及び終業の時刻等)

第2条 始業及び終業の時刻並びに休憩時間（以下「始業・終業時刻等」という。）は、以下のとおりとする。

始業時刻 午前8時30分

終業時刻 午後5時00分

休憩時間 午後0時00分から午後1時00分まで

2 前項の規定にかかわらず、業務運営の事情その他の事由により、始業・終業時刻等を繰り上げ又は繰り下げることがある。

(フレックスタイム制)

第3条 機構が必要と認め、フレックスタイム制を適用することとした職員の始業及び終業時刻については、第2条の定めにかかわらず、職員の自主的決定に委ねるものとし、その取扱いについては別に定める。

(変形労働時間制)

第4条 機構が必要と認め、業務上必要がある場合は、第2条の定めにかかわらず、1か月の期間（毎月1日から月末までの暦日）ごとに労働日及び労働時間を指定して勤務させることがある。

2 前項の取扱いについては別に定める。

(交替勤務)

第5条 機構が必要と認め、業務上必要がある場合には、別に定めるところにより交替勤務を命ぜられることがある。

(宿日直勤務)

第6条 職員は、別に定めるところにより、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられることがある。

(裁量労働制)

第7条 機構が必要と認め、業務の性質上、業務の遂行の手段及び時間配分をその職員の裁量に委ねることが適当な業務に従事する職員の勤務時間については、第2条の規定にかかわらず、労基法第38条の3に規定される裁量労働に基づき、別に定めるところによる。

2 前項の裁量労働は、機構が事前に職員本人の同意を得た場合に限り適用する。

(テレワーク勤務制)

第7条の2 機構が必要と認め、テレワーク勤務制を適用することとした職員については、職員の在勤地以外の場所（自宅等）にて勤務することができるものとし、その取扱いについては別に定める。

第2節 通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間

（通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間）

第8条 職員が出張、職員研修その他の事由により所定勤務時間の全部又は一部について通常の勤務場所を離れて勤務する場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定勤務時間勤務したものとみなす。

第3節 出勤及び欠勤

（出勤及び退勤）

第9条 職員は、出勤及び退勤の時刻について、次の各号のとおり記録しなければならない。

（1）出勤したときに出勤時刻を記録

（2）退勤するときに退勤時刻を記録

2 前項の記録方法については、別に定める。

（欠勤）

第10条 職員がやむを得ない事由により欠勤するときは、あらかじめその事由を附して所属長へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後速やかにその理由を付して届け出なければならない。

2 職員が前項の手続きを怠ったときは、無断欠勤として取り扱う。

第3章 休日

（休日）

第11条 職員の休日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）土曜日

（3）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（4）12月29日から翌年の1月3日までの日（前3号の休日を除く。）

2 職員の法定休日（労基法第35条第1項に規定する休日をいう。）は、前項第1号に掲げる休日とする。

（休日の振替）

第12条 機構は、業務の都合上必要がある場合には、前条の規定による休日をあらかじめ他の日に振り替える（以下「休日の振替」という。）ことができる。

2 前項の振替を行う単位は、1日又は半日（法定休日を除く。）とする。

3 第1項の規定により休日の振替を行う場合は、原則として、当該休日の振替を行った後において1週間の勤務時間が37時間30分を超えず、また1週間につき1日以上の日を設けるようにしなければならない。なお、1週間は土曜日から金曜日までとする。

第4章 超過勤務及び休日勤務等

（超過勤務及び休日の勤務）

第13条 機構は、業務上必要がある場合には、労基法第36条の定めるところにより、超過勤務（所定勤務時間を超えて勤務すること。休日の勤務を含む。）を命ずることができる。

2 機構は、別に定める労基法第36条に基づく労働者の過半数を代表する者との書面による協定の内容を守らなければならない。

（災害時等の勤務）

第14条 機構は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基法第33条の定めるところにより、休日勤務又は超過勤務を命ずることができる。

（妊産婦の勤務）

第15条 妊産婦（妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性）が請求した場合においては、前2条の規定にかかわらず、休日勤務、超過勤務及び午後10時から翌日の午前5時までの間において勤務させることはない。

第5章 休暇

第1節 総則

（休暇の種類）

第16条 職員の休暇の種類は、次のとおりとする。

- （1）年次有給休暇（以下「年次休暇」という。）
- （2）病気休暇
- （3）特別休暇
- （4）無給休暇

第2節 年次休暇

（年次休暇の発給日数）

第17条 年次休暇は、一の年度（毎年4月1日より翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）第2号から第3号に掲げる職員以外の職員 20日

（2）次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となる職員 その者の当該年度における在職期間に応じ、次表の日数欄に掲げる日数

採用 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
休 暇 日 数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

（3）他機関からの採用に当たっては、必要に応じて前号の日数に加え、前所属機関で保有していた年次休暇の日数を加算する。

- 2 年次休暇は、当該年度の当初において在籍する職員にあつては、4月1日に、それ以外の職員にあつては異動、復職又は採用になった日に付与する。
- 3 本規程の適用を受けていなかった職員が、身分の変更により本規程の適用を受けることとなった場合の年次休暇については1項及び第2項の規定により付与する。ただし、本規程の適用を受ける前に付与されていた年次休暇の残日数が、その付与の日数を超える場合は、その残日数を付与する日数とする。

（年次休暇の繰越し）

第18条 年次休暇（この条の規定により繰り越されたものを除く。）は、一の年度における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年度の翌年に繰り越すことができる。

（年次休暇の申出等）

第19条 年次休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、所属長は職員の請求された時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認めた場合には、他の時季に与えることができる。

- 2 職員は、年次休暇を取得する場合には、あらかじめ、所属長に対し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ申し出ることができなかったときは、事後速やかに届け出なければならない。

- 3 第17条の規定により10日以上の子次休暇を付与された職員に対しては、第1項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇のうち5日について、所属長が当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を指定して取得させる。ただし、当該職員が第1項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(年次休暇の取得単位)

第20条 年次休暇の取得単位は、1日、半日又は1時間単位とする。ただし、半日及び1時間単位についての取扱いとは別に定める。

第3節 病気休暇

(病気休暇)

第21条 職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合は、所属長が必要と認めた期間を病気休暇とする。ただし、次に掲げる場合を除いた病気休暇(以下この条において「特定病気休暇」という。)の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日(当該病気休暇の間にある休日及び病気休暇以外の休暇等により勤務しない日を含む。以下この条において「除外日」という。)を除いて、連続して90日を超えることはできない。

(1) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(2) 別に定めるところにより業務軽減又は療養の措置を受けた場合

- 2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上の子期間(当該期間における要勤務日数が3日以下の場合は要勤務日数が4日以上となる期間)の特定病気休暇を使用した職員が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(当該勤務時間の一部に育児部分休業、介護部分休業、時間単位の介護休暇及び第24条の規定による時間単位の特別休暇がある場合は、当該時間以外の時間)の全てを勤務した日の日数(以下この条において「実勤務日数」という。)が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

は、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、試用期間中の職員には適用しない。

(病気休暇の承認の手続)

- 第22条 職員は、病気休暇の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、別に定めるところにより、所属長に対し承認の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかったときは、事後速やかに承認を受けなければならない。
- 2 職員は、次の各号の一の事由に該当して病気休暇を請求する場合は、各号に規定する証明書等の書類を添付し、所属長に対し請求しなければならない。

- (1) 4日を超える病気休暇を請求する場合 医師の診断書等の勤務しない事由を明らかにする証明書類
- (2) その他所属長が必要と認める場合 所属長が必要と認める書類

(病気休暇の付与単位)

- 第23条 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

第4節 特別休暇

(特別休暇)

- 第24条 職員が、次の各号の一の事由に該当して所定勤務日又は所定勤務時間中に勤務できない場合は、当該各号について定める基準に従い、その勤務しない日又は時間を特別休暇とする。

事由	休暇日数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる日数又は時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる日数又は時間
骨髄移植のための骨髄液の提供者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる日数又は時間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、別に定めるものにおける活動 ハ イ及ロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年度において5日以内

事由	休暇日数
本人が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため	連続する5日以内
子が結婚するとき	連続する2日以内
兄弟姉妹が結婚するとき	1日以内
本人が分娩するとき	産前：6週間（多胎妊娠の場合は14週間） 以内に出産する予定で出産の日まで申し出た期間 産後：出産の日の翌日から8週間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2時間以内（取得単位は1回30分とし、連続で取得できるものとする）
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下本項において同じ。）の出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しない場合	配偶者が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間において3日以内
配偶者の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しない場合において、当該出産に係る子又は小学校3年生以下の子（妻の子を含む。）と同居してこれらを監護する職員が、これらの子を養育するため	出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において5日以内
小学校3年生以下の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子を看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこと及び子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）するため	一の年度において子が1人の場合は5日、子が2人以上の場合は10日以内で必要と認められる日数又は時間
父母、配偶者が死亡したとき	7日間の範囲内において必要と認められる日数
子が死亡したとき	5日間の範囲内において必要と認められる日数（葬祭を主宰する場合は7日間の範囲内において必要と認められる日数）

事由	休暇日数
祖父母が死亡したとき	3 日間の範囲内において必要と認められる日数 (葬祭を主宰する場合は 7 日の範囲内において必要と認められる日数)
孫が死亡したとき	1 日間の範囲内において必要と認められる日数
兄弟姉妹が死亡したとき	3 日間の範囲内において必要と認められる日数
おじ又はおばが死亡したとき	1 日間の範囲内において必要と認められる日数 (葬祭を主宰する場合は 7 日間の範囲内において必要と認められる日数)
父母の配偶者又は配偶者の父母が死亡したとき	3 日間の範囲内において必要と認められる日数 (職員と生計を一にしていた場合にあっては 7 日間の範囲内において必要と認められる日数)
子の配偶者又は配偶者の子が死亡したとき	1 日間の範囲内において必要と認められる日数 (職員と生計を一にしていた場合にあっては 5 日間の範囲内において必要と認められる日数)
祖父母の配偶者は又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹が死亡したとき	1 日間の範囲内において必要と認められる日数 (職員と生計を一にしていた場合にあっては 3 日間の範囲内において必要と認められる日数)
おじ又はおばの配偶者が死亡したとき	1 日間の範囲内において必要と認められる日数
父母の追悼のための特別な行事 (父母の死後 15 年以内に行われるものに限る。) のため	1 日間の範囲内において必要と認められる日数
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため	一の年度の 7 月から 9 月までの期間内において 5 日以内
地震、水害、火災、その他の災害により職員の住居が滅滅し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため	7 日間の範囲内において必要と認められる日数

事由	休暇日数
災害その他特別な事由で出勤困難及び出勤途上における身体の危険を回避するため	必要と認められる日数又は時間
妊産婦が請求した場合には、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回（ただし、医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、産後1年までは医師等の特別の指示があった場合にその指示された回数について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内において必要と認められる時間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	所定勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内においてそれぞれ必要とされる時間
総合的な健康診査を受ける場合	2日間の範囲内において必要と認められる日数
要介護状態の対象家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫）を介護する場合	一の年度において、対象家族が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日以内で必要と認められる日数又は時間
心身の健康の維持、増進等のため	一の年度において2日以内
転勤を命じられたとき	5日以内
転勤を命じられ単身赴任し、その後別居扶養親族を引きまとめるとき	3日以内
満20年、満30年及び満40年勤続した職員が、心身の健康の維持、増進等を図るため（以下この条において「永年勤続休暇」という。）	勤続年数が満20年、満30年及び満40年にそれぞれ達する日の属する年度（以下この条において「付与年度」という。）において5日以内（取得期限は付与年度の翌年度末日とする。）

事由	休暇日数
生理日の就業が著しく困難な場合	必要と認められる日数又は時間
職員又は配偶者が不妊治療を行うため、通院又は入院する場合で、治療又は付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において10日以内

2 前項の場合において別に定めるものを除き旅行を必要とするときは、それぞれ特別休暇として認められる日数に往復所要日数を加算することができる。

3 第1項に規定する永年勤続休暇の取扱いについては、別に定める。

(特別休暇の承認の手続き)

第25条 職員は、前条の特別休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ、別に定めるところにより、所属長に対し承認の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかったときは、事後速やかに承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、所属長が必要と認めて証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

第5節 無給休暇

(無給休暇)

第26条 職員が労働組合法(昭和24年法律第174号)の規定による労働組合のために専らその事務に従事するときは、無給休暇とし、いかなる給与も支給しない。

第6章 兼業の承認

(兼業の場合でその都度機構の承認を得たとき)

第27条 職員は定年制職員就業規程第9条及び任期制常勤職員就業規程第9条に規定する兼業の許可が与えられたときは、その許可の範囲内で、所定勤務時間の一部を割くことができる。

2 前項により職員が許可を受けて職務に従事しなかった期間は、その期間の勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第7章 雑則

(別段の取扱い)

第28条 この規程の実施に関し必要な事項については別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(年次休暇に係る経過措置)

第2条 本規程施行日前日に国立研究開発法人放射線医学総合研究所（以下「旧研究所」という）又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「旧機構」という）の職員であった者が引き続き機構の職員となった場合、前所属法人からの年次休暇等の繰越日数については以下のとおりとする。

- (1) 旧研究所の職員であった者の年次休暇については、平成28年3月31日時点で保有していた年次休暇の日数から40日を越えない日数
- (2) 旧機構の職員であった者の年次休暇については、平成28年3月31日時点で保有していた年次休暇の日数から20日を超えない日数
- (3) 旧機構の職員であった者で、平成27年10月1日に永年勤続者表彰を受けた者が付与された特別休暇については、平成28年3月31日までに取得した日数を除く日数とし、平成28年11月30日までに取得することとする。

(病気休暇に係る経過措置)

第3条 旧研究所の職員であった者で引き続き機構の職員となった者が、第21条に定める病気休暇を取得する場合、平成28年3月31日以前に旧研究所において取得した病気休暇の日数を通算する。

- 2 旧機構の職員であった者で引き続き機構の職員となった者が、平成28年3月31日時点で旧機構の就業規程（17（規程）第58号）第23条に定める長期欠勤に該当する場合、本規程施行日以降は第21条に定める病気休暇として扱うこととし、旧機構における長期欠勤の日数を通算する。この場合の病気休暇は、旧機構における長期欠勤日数を通算して暦月で6か月まで取得することができる。

(年次休暇の引継)

第4条 本規程の適用を受ける職員以外の旧研究所、旧機構及び機構の職員から引き続き本規程の適用を受けることとなった職員の年次休暇については、この規程の第17条の規定により付与するものとする。ただし、本規程の適用を受ける前に付与されていた年次休暇の残日数が、その付与の日数を超える場合は、その残日数を第17条の規定により付与する日数とする。

附 則（平成２９年１月１日 第 28（規程）第 117 号）
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日 第 31（規程）第 9 号）
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 令 02（規程）第 5 号）
（施行期日）
第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置の終了）
第 2 条 附則（平成 28 年 4 月 1 日）第 2 条から第 4 条までに定める経過措置は、終了する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日 令 03（規程）第 25 号）
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 1 日 令 04（規程）第 23 号）
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日 令 05（規程）第 17 号）
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日 令 06（規程）第 1 号）
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。